

登校許可書、インフルエンザ/新型コロナウイルス感染症の罹患証明書については、学校のホームページからダウンロードすることも可能です。

学校感染症による出席停止について

学校保健安全法施行規則により、生徒が学校感染症にかかった場合は本人の休養と他の生徒への感染や流行を防ぐため、出席停止（欠席としない）となります。

ご子が医師に下記の学校感染症と診断された場合には、さくら連絡網等で速やかに学校にご連絡ください。また、医師から登校の許可ができましたら右の**登校許可書**に医師の証明を受け、登校時に担任へ提出してください。★**季節性インフルエンザ**と**新型コロナウイルス感染症**に感染した場合は、登校許可書のほかに**保護者の記載による罹患証明書(保護者記入のため無料)**の提出も受け付けます。専用の案内をご覧ください。

※本用紙の作成は、医師が記入し作成する書類のため、書類作成の費用が発生する場合があります。医療機関の請求に従ってお支払いいただきますようお願いいたします。

| | 対象疾病 | 出席停止の期間の基準 |
|-----|---|---|
| 第1種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る）、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型はH5N1であるものに限る） | 治癒するまで ※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第1種の伝染病とみなす。 |
| 第2種 | 季節性インフルエンザ （鳥インフルエンザ、新型インフルエンザを除く） | 発症から、5日を経過し、かつ、 解熱した後2日を経過するまで |
| | 新型コロナウイルス感染症 | 発症から、5日を経過し、かつ、 解熱した後1日を経過するまで |
| | 百日咳 | 発症から、特有の咳が消失するまで又は5日間の 適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| | 流行性耳下腺炎 | 発症から、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| | 麻疹 | 解熱した後3日を経過するまで |
| | 風疹 | 発疹が消失するまで |
| | 水痘 | すべての発疹が痂皮化するまで |
| | 咽頭結膜熱 | 主要症状が消退した後2日を経過するまで |
| | 結核 髄膜炎菌性髄膜炎 | 病状により学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで |
| 第3種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 | 症状により学校医その他の 医師においての感染のおそれがないと認めるまで |

(注1) ただし、症状により、医師が他への感染のおそれがないと認めたときは、このとおりでなくても結構です。

(注2) 第2種の基準において、発症後・解熱後の日数を数える際は、発症日・解熱日を各0日目として数えます。

(注3) この表に記載のない感染症に関しては、感染拡大防止の観点から医師が欠席を指示した場合は出席停止としていただきます。登校許可書に診断名の証明をお願いして下さい。

(注4) 登校許可書を入手するために遅刻する場合は登校時までを出席停止扱いとします。「遅刻」にはなりません。

登校許可書

桐朋中学校・桐朋高等学校

学年 年 組 番 氏名

(上記を記入の上、医師にお渡してください。)

下記疾患のため、学校保健安全法の定めにより、

20 年 月 日から 20 年 月 日の間治療のため自宅安静を指示し、
20 年 月 日から登校して差し支えないものと認めます。

診断名 (該当する疾患に○を付け、必要時はお記入ください。)

◆第2種

- ・季節性インフルエンザ () 型
- ・新型コロナウイルス感染症
- ・百日咳
- ・流行性耳下腺炎
- ・麻疹
- ・風疹
- ・水痘
- ・咽頭結膜熱
- ・結核
- ・髄膜炎菌性髄膜炎

◆第3種

- ・マイコプラズマ感染症
- ・溶連菌感染症
- ・ノロウイルス感染症
- ・手足口病
- ・その他の感染症 ()

20 年 月 日

医療機関名

医師名

印